

## 議案5 東京都居住支援協議会が必要と認める改修工事（案）について

○「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」とは、新たな住宅セーフティネット制度における、登録住宅への改修費補助制度（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業）で補助対象とする『入居対象者の居住の安定確保を図るため住宅確保要配慮者居住支援協議会等が必要と認める改修工事』です。

○居住支援協議会が認めた工事内容は、補助対象となります。補助対象となった工事は、スマートウェルネス住宅等推進事業事務局のホームページ上で公開されます。

○なお、区市の居住支援協議会で定めた内容は、都の居住支援協議会で定めた内容よりも優先します。居住支援協議会の有無に関わらず、区市での定めがない場合は、東京都居住支援協議会で定めた内容が補助対象となります。

【参考 スマートウェルネス住宅等推進事業事務局 HP】

### 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

▶ HOME

交付申請書等のダウンロード

新たな住宅セーフティネット制度概要

スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

スマートウェルネス拠点整備事業

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

セーフティネット住宅情報提供システム

交付申請 お問い合わせ先

メールアドレス: [snj@swrc.co.jp](mailto:snj@swrc.co.jp)

交付申請書等のダウンロード

交付申請要領

必ず交付申請要領をお読みください。

>> [New平成30年度 交付申請要領\(4月20日公開\)](#)

※平成29年度の交付申請要領・様式が必要な場合は推進事業室までお問い合わせください

・事業予定地によって「家賃上限」及び「居住支援協議会が必要と認める改修工事」が異なりますので、別紙1、2、4をご確認ください。

>> [別紙1 市町村立地係数](#)

>> [別紙2 上限家賃額](#)

>> [別紙3 バリアフリー改修促進工事内容\(詳細\)](#)

>> [別紙4 居住支援協議会等が必要と認める工事 居住支援協議会をクリックするとダウンロードできます](#)

【北海道】 [北海道](#) [本別町](#)

【東北】 [青森県](#) [岩手県](#) [宮城県](#) [秋田県](#) [山形県](#) [鶴岡市](#) [福島県](#)

【関東】 [茨城県](#) [栃木県](#) [群馬県](#) [New埼玉県](#) [杉並区](#) [神奈川県](#)

【北陸】 [新潟県](#) [富山県](#) [石川県](#) [福井県](#)

ここに載ります。

## 【参考 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（抜粋）】

（対象額）

第4条 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業における改良に係る対象額は、次の各号に掲げる費用（以下、この条において「改良に係る費用」という。）のうち、地方公共団体が改良を行う者に対し補助する額（改良に係る費用の3分の2に相当する額を限度とする。）とする。

- 一 バリアフリー改修工事に係る費用
- 二 耐震改修工事に係る費用
- 三 共同居住用住居に用途変更するための改修工事に係る費用
- 四 間取り変更工事に係る費用
- 五 調査において居住のために最低限必要と認められた工事（従前賃貸住宅として使用されていたものを除き、かつ、一定期間空き家であったものに限る。）に係る費用
- 六 入居対象者の居住の安定確保を図るため住宅確保要配慮者居住支援協議会等が必要と認める改修工事に係る費用
- 七 第一号から第六号までに掲げる工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む。）に係る費用

## 【参考 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（抜粋）】

### 四 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

次のイからトまでに掲げる費用の合計額の3分の1以内の額（ただし、補助金の額については当概住宅の戸数に50万円（ロからニまでに掲げる工事を実施する場合は100万円とする。）を乗じた額を限度とする。）

- イ バリアフリー改修工事に係る費用
- ロ 耐震改修工事に係る費用
- ハ 共同居住用住居に用途変更するための改修工事に係る費用
- ニ 間取り変更工事に係る費用
- ホ 調査において居住のために最低限必要と認められた工事（従前賃貸住宅として使用されていたものを除き、かつ、一定期間空き家であったものに限る。）に係る費用
- ヘ 入居対象者の居住の安定確保を図るため住宅確保要配慮者居住支援協議会等が必要と認める改修工事に係る費用
- ト イからヘまでに掲げる工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む。）に係る費用

# 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」

資料 5-2

No.	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 補助対象工事細目一覧	共用	住戸
<b>居住支援協議会等が必要と認める工事</b>			
<b>100</b>	<b>入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事</b>		
101	車いす対応台所の設置等	○	○
102	車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置	○	○
103	福祉型便所の設置等	○	○
104	脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定）	○	○
105	聴覚障害者用お知らせランプの設置	○	○
106	点字表示の設置	○	○
107	居室の電気スイッチのワイドスイッチへの改修	○	○
108	居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンブッシュ式シャワー等への取替え）	○	○
109	居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修	○	○
110	屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）	○	○
111	建物に付随する屋外スロープの設置	○	○
<b>200</b>	<b>安全性能の向上工事</b>		
201	転落防止措置に係る工事	○	○
202	クッション床へ改修	○	○
203	台所の対面化や大型化に係る工事	○	○
204	柱等の角の面取り及びクッションの設置	○	○
205	ドアや扉へ指詰め防止工事	○	○
206	IHコンロ化や消火装置付きコンロへの改修	○	○
207	バランス釜から給湯器への改修	○	○
208	トイレ等、外から開けられる鍵の設置	○	○
209	浴室進入防止のための鍵等の設置（乳幼児事故防止等）	○	○
210	緊急通報装置、安否確認装置等の設置（有料サービス用の機器・配管配線は除く）	○	○
211	2重ロックの設置	○	○
212	オートロックの設置	○	○
213	面格子の設置	○	○
214	防犯カメラ設置	○	○
215	カメラ付きインターホン設置	○	○
216	防犯フィルム設置	○	○
217	人感センサー付照明設置	○	○
218	足元灯の設置	○	○
219	シャッター付コンセント等の設置	○	○
220	防犯ガラスの設置	○	○
221	強化ガラス、安全ガラスの設置	○	○
222	施錠式郵便受箱の設置	○	○
<b>300</b>	<b>防音性・遮音性の向上工事</b>		
301	防音壁の設置	○	○
302	防音サッシの設置	○	○
303	二重床工事・床仕上げ材の改修	○	○
304	界壁の防音工事	○	○
<b>400</b>	<b>ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）</b>		
401	断熱材の設置		
402	断熱・遮熱塗装	○	○
403	断熱タイル設置	○	○
404	断熱・遮熱フローリングの整備	○	○

No.	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 補助対象工事細目一覧	共用	住戸
405	グラスウール・押出し発泡ポリスチレン等の増設	○	○
406	断熱サッシの設置		
407	内窓設置	○	○
408	複層ガラス設置	○	○
409	断熱フィルム設置	○	○
410	断熱雨戸設置	○	○
411	遮熱ガラリ設置	○	○
412	断熱シャッター設置	○	○
413	気密シートの設置	○	○
414	風呂・脱衣所の暖房乾燥機の設置	○	○
415	暖房便座への更新（温水シャワー付含む）	○	○
<b>500</b>	<b>防火・消火対策工事</b>		
501	自動火災報知器の設置	○	○
502	避難設備誘導灯設置	○	○
503	非常用照明設置	○	○
504	スプリンクラー等設置（消火設備設置、屋内消火栓設備設置）	○	○
505	内装材の不燃化工事	○	○
506	防火戸の設置	○	○
<b>600</b>	<b>高齢者・障害者・子育て世帯等を支援する施設の整備</b>		
601	トイレにおむつ交換台を設置	○	
602	キッズスペースの設置	○	
603	共用リビングの設置	○	
604	談話室の設置	○	